



TITLE:

イギリス鉄鋼独占の研究(  
Abstract\_要旨)

AUTHOR(S):

高橋, 哲雄

---

CITATION:

高橋, 哲雄. イギリス鉄鋼独占の研究. 京都大学, 1971, 経済学博士

ISSUE DATE:

1971-05-24

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/213643>

RIGHT:

【 16 】

氏名	高橋哲雄 たか はし てつ お
学位の種類	経済学博士
学位記番号	論経博第29号
学位授与の日付	昭和46年5月24日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	イギリス鉄鋼独占の研究

論文調査委員 (主査) 教授 大野英二 教授 島 恭彦 教授 前川嘉一

論文内容の要旨

本論文は、世界資本主義の波頭を切ってすすんだ先進資本主義国たるイギリスが独占資本の形成にかんしては後進的であったのはどのような事情にもとづくものなのか、このいわゆる逆説的な事実関係を解き明かそうとする問題意識から出立し、イギリス鉄鋼業における独占資本の史的分析を意図したものである。内容は3部から構成されている。

第1部「帝国主義成立期のイギリス鉄鋼業」においては、近代的独占形成の主軸たる鉄鋼業の生産構造、市場構造および資金調達機構について考察されている。はじめに、ベッセマー法、シーメンス・マルタン法およびトーマス法の近代的製鋼法の新技術導入の過程に焦点をあてて、鉄鋼業における生産の集積が工場レベルで検討される。その場合、いわゆる製鋼革命にたいする技術的な対応形態によって鉄鋼業の生産構造が刻印されるという視点にもとづいて、イギリスにおけるトーマス法の導入による含燐鉄利用の立ち遅れのうちにこそ独占形成の阻害された主要因が見出されるべきことが主張される。イギリス鉄鋼業の生産構造が大量生産方式の要請に応じた形態を採用する点で著しく後進的であり、継起的生産工程の垂直的結合にもとづく鉄鋼一貫の大混合企業の形成もまた未成熟であったために、独占形成の物質的基礎が薄弱であったことが指示されるのである。

ついで、市場構造が検討され、19世紀末以来の鉄鋼輸入の急増による海外競争の激化は、一面、低価格の輸入鋼塊を加工する中小単圧企業の競争力をむしろ強化する結果をもたらし、輸入トーマス鋼塊・半成品のかなりの部分がイギリスで加工されて再輸出され、イギリスとヨーロッパ大陸間に一種の国際分業体制を形成したが、他面、イギリスにおける塩基性製鋼への移行を遅れさせ、普通鋼大量生産の発展をおしとどめて、鉄鋼一貫の大混合企業の形成を後退させる作用を有したことが指摘される。つまり、競争の激化が生産の集積を促進し、独占の形成を招来するものと理解する単純な視点ではイギリスに独自の事態は捉えられないことが示唆されているのである。

ところで、イギリス鉄鋼業の生産構造を反映した、一般的に小口・分散型の資金需要のために、長期資

金の調達も総じて内部留保にもとづく自己金融や、地方市場における証券発行によって充足されえた。一部の大企業はロンドン金融市場へ進出したが、普通株はほとんど自己の企業ないし系列の内部で消化する形をとっていて、銀行の当座貸越信用にもとづく工業金融の展開もまだ一般的な現象とはみなされえないものであったという。しかし、鉄鋼業内部で普通株が保有され、鉄鋼企業相互間、関連産業企業との間の株式保有にもとづく支配関係はかなりの進展を示し、これが人的連繫に補強されて、イギリス鉄鋼業の独占的方向への市場再編成を招来する基礎が生み出された点に注目すべきことが指摘されている。

第2部「両大戦間の発展と構造変化」においては、まず、1920年代の企業合同運動、なかんづく垂直的結合の展開について考察が加えられ、1929年恐慌の襲来にともない、大銀行の主導のもとに企業の整理・統合すら推進され、大銀行が鉄鋼業の再編成と密接なつながりをもつにいたったことが指摘される。しかし、イギリス鉄鋼業は、恐慌の衝撃のもとに、もはや自立的な再建を実現しえないだけでなく、大銀行の支持によっても回復しえない状態に陥っており、なんらかの形の国家の介入を不可欠とする段階にあったものと目されており、1932年の自由貿易から保護関税への政策転換こそ、イギリス鉄鋼業におけるそうした国家保護への転換を意味するものであると理解される。

つまり、その政策転換は、大銀行の支持をうけても恐慌の克服が困難となっていた鉄鋼一貫の大混合企業が保護関税によって海外競争をせきとめ、強固な独占組織の実現を可能とする条件を生み出そうとする企図の結実として捉えられるのである。こうして、本論文によれば、保護関税のため中小単庄企業の競争力の基礎は掘り崩されて、鉄鋼一貫の大混合企業の地位が補強され、1934年の鉄鋼業のカルテル組織の中央機関たるイギリス鉄鋼連盟の設立によって、イギリス鉄鋼業の独占体制は終局的に確立されたものと捉えられている。したがって、イギリス鉄鋼独占は、産業内部の自生的な生産の集積の帰結としてではなく、また、銀行による工業支配にもとづく金融資本の形態によってでもなく、むしろ上からの国家保護を前提として、強制カルテルに近い形での独占組織の形成によって、いわば国家独占資本主義の形態をまっけてはじめて、確立されたものと理解されるのである。

第3部「『プランニング』体制の発展」においては、第2次世界大戦中から1950年代末にいたるまで、イギリス鉄鋼業の独占体制が政府統制下にどのような展開をとげたかについて、特に鉄鋼国有化問題の経緯をめぐってちがった検討が試みられている。まず、第2次世界大戦中の統制政策は、実質的には鉄鋼統制局ないしその中核をなした鉄鋼連盟によって推進されたため、鉄鋼独占資本の強化へ導く結果をもたらしたことが指示される。戦後については3期に分けて考察されている。

1951年の鉄鋼国有化法の成立にいたるまでの戦後第1期においては、1946年の労働党政府の第1次鉄鋼拡充計画にもとづき、第1次鉄鋼委員会の統制下に戦後再建の骨組みが形成された。戦後第2期は1951年に実現された鉄鋼国有化にはじまる。しかし、1950年10月に設立されたイギリス鉄鋼公社はわずかに8カ月間存続したにすぎず、1951年10月の総選挙における労働党の敗北にもとづいて、保守党政権下に鉄鋼国有化は中止され、民有還元が実施されることになる。こうしてはじまる戦後第3期には、1953年の鉄鋼事業法にもとづき、第2次鉄鋼委員会が統制政策の主軸となり、その「自治的」プランニングが展開されることになる。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、基幹産業として鉄鋼業に焦点を定めて、第1次世界大戦前から第2次世界大戦後にいたるまでのイギリスの独占体制の史的展開を、独自の問題意識にもとづいて追跡することに成功を収めている。しかし、その場合に本論文は、イギリス型独占の検出を全体を通ずるモチーフとしているが、イギリスにおける独占形成の物質的基礎の未成熟さについて、あるいはまた、独占体制が上からの強力により補強されてはじめて確立される点について言及されているとはいえ、なおイギリス型を規定しようような類型的認識には必ずしも説得的な展開がなされているとはいえないように思われる。それは類型構成の基準となる分析視点がイギリス資本主義の全機構的な把握との関連において設定されていないことにもとづくものであり、イギリス鉄鋼業の史的分析がさらにイギリス資本主義の再生産構造のうちに的確に位置づけられることが必要であろう。

さらに、本論文は政府の保護関税による介入をまっしてはじめて鉄鋼業における独占体制の確立が認められるものと主張するのであるが、この政府の政策決定の鍵はいったいどのような社会層の掌中にあったのであろうか。「金融業に先導されたイギリス支配的資本家層」、あるいは「鉄鋼一貫企業をも構成分子に含むイギリス資本主義の支配的グループ」といった表現のうちに国家権力の中枢を握る社会層について示唆があたえられているとはいえ、政策決定の過程においてどのような社会層の利害状況が交錯しているのか、その分析をとおしてイギリスの国家権力の歴史的な性格をどのように捉えるのか、これらの点についてなおたちいて解き明かさるべきであろう。本論文は、こうした問題を残しているとしても、イギリス鉄鋼業における独占体制の史的展開にかんして新たな問題的視点と精緻な実証的成果とを提示している。

よって、本論文は経済学博士の学位論文として価値あるものと認める。